

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第57号

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年岩手県条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会計年度任用職員の期末手当) 第20条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3・4 [略]	(会計年度任用職員の期末手当) 第20条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の132.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3・4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第2条 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会計年度任用職員の給与) 第2条 会計年度任用職員に支給する給与は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当とし、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第30条の3の規定による手当を含む。第29条において同じ。）、へき地手当（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第25条の3の規定による手当を含む。第29条において同じ。	(会計年度任用職員の給与) 第2条 会計年度任用職員に支給する給与は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> とし、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第30条の3の規定による手当を含む。第29条において同じ。）、へき地手当（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第25条の3の規定による手当を含む。第29条にお

)、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当及び期末手当とする。

2 [略]

(第2号会計年度任用職員の手当の支給額等)

第19条 第2号会計年度任用職員に対する第2条の手当(期末手当を除く。)
の支給額及び支給方法については、給与条例等適用職員の例による。

(会計年度任用職員の期末手当)

第20条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の132.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3・4 [略]

第22条 [略]

いて同じ。) 、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当、期末手当
及び勤勉手当とする。

2 [略]

(第2号会計年度任用職員の手当の支給額等)

第19条 第2号会計年度任用職員に対する第2条の手当(期末手当及び勤勉
手当を除く。)の支給額及び支給方法については、給与条例等適用職員の
例による。

(会計年度任用職員の期末手当)

第20条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準
日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区
分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3・4 [略]

第22条 [略]

(会計年度任用職員の勤勉手当)

第22条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれ
らの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する会計年度任用職員(人
事委員会規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対し、基準日以前6
箇月以内の期間における当該会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それ
ぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの
基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(人事委員
会規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定め
る基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任
命権者が当該任命権者に所属する会計年度任用職員に支給する勤勉手当の
額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じ

て得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、人事委員会規則で定めるところにより算定して得た額とする。

4 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員（会計年度任用職員に限る。）に対する第2項の規定の適用については、同項中「任命権者」及び「当該任命権者」とあるのは、「県教育委員会」とする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第22条の2第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（技能職員等の給与の種類及び基準）

第29条 技能職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）並びに地方公営企業法第38条及び第39条の規定が準用される職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。）をいう。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

（技能職員等の給与の種類及び基準）

第29条 技能職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定により同法（第17条を除く。）並びに地方公営企業法第38条及び第39条の規定が準用される職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。）をいう。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当、期末手当及び退職手当とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して知事が定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。